

岐阜県矢作川漁業協同組合遊漁規則抜粋

期間 令和6年1月1日～令和15年12月31日

第4条 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければ営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業を営むべき期間を制限することができる。

漁業の名称	期 間
あゆ漁業	6月1日以降で組合が定めて公示する日から12月31日まで
あまご漁業	3月1日から9月30日まで
うなぎ漁業	4月1日から9月30日まで

(漁業の方法等)

第5条 次の表のア欄に掲げる漁業は、イ欄に掲げる漁業の方法により、ウ欄に掲げる統数又は規模の範囲内において、エ欄に掲げる区域内及びオ欄に掲げる期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間
あゆ漁業	竿釣(餌釣、毛針釣、ルアー釣(針4本まで)、友釣、流しガリ)手釣	無制限	全区域	6月1日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで
あまご漁業	竿釣(餌釣、毛針釣、リールルアー釣)手釣	無制限	全区域	3月1日から9月30日まで
うなぎ漁業	手釣、竿釣、筒漁、捨て針	無制限	全区域	4月1日から9月30日まで

(禁止区域)

第7条 第4条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種について漁業を行ってはならない。

ア 区 域	イ 期間	ウ 魚種
明智川支流高波川、岩崎えん堤から上流宇藤橋まで 400メートルの間の区域	1月1日から 12月31日まで	全魚種
明智川支流高波川、源内橋より上流源内洞入り口 1,200メートルの間の区域		
上村川、下村発電所下村えん堤から下流100メー トルの間の区域	1月1日から 12月31日まで	全魚種
上村川支流飯田洞川、飯田洞発電所飯田洞えん堤か ら下流100メートルの間の区域		
上村川、上村発電所上村えん堤より下流100メー トルの間の区域		

(友釣り専用区)

第8条 第4条の規定にかかわらず次の表の区域においては、あゆ漁業を行う場合は、右欄の期間中は鮎の友釣り以外の漁法で漁業をしてはならない。

区 域	期 間
明智川支流高波川、高波橋より上流室屋橋までの間1,200 0メートルの区域	1月1日以降で組合が 定めて公示する日から 9月15日まで
明智川の下ヶ淵滝より上流両家橋まで	
上村川の下村発電所放水口から根羽川との合流点まで	
上村川の新平岩えん堤から下村発電所放水口までの間3, 500メートルの区域	
明智川支流高波川、宇藤橋より上流きびだいら橋までの間 1,500メートルの区域	1月1日から12月31日 まで
明智川の明智宮橋下流端から吉田川出合いまで	1月1日から12月31日まで
明智川の両家橋より上流滝坂川出合いまで	
吉田川の明智鉦業の入り口の橋より上流(源流まで)	
上村川の飯田洞川合流点から下村発電所下村えん堤まで	

(全長の制限)

第9条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	15センチメートル以下
うなぎ	30センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が18歳以下のときは無料、75歳以上の者又は心身障がい者（身体障害手帳又は療育手帳所持者）のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

一 手釣、竿釣又による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
		日 釣	年 釣
あ ゆ	手釣・竿釣	2,000円	10,000円
雑 魚	手釣・竿釣	1,000円	4,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、18歳以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類を提示しなければならない。

魚 種	区 分	遊 漁 料	
		日 釣	年 釣
あ ゆ	心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）75歳以上の者	1,000円	5,000円
	18歳以下	無 料	無 料
雑 魚	心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）75歳以上の者	500円	2,000円
	18歳以下	無 料	無 料